

# 訓子府町林道橋梁長寿命化計画

平成29年12月

訓子府町農林商工課

## 1. 基本的事項

訓子府町が管理する林道橋梁は、平成29年度8月末現在で2橋あります。

現時点で、架設から40年以上が経過した橋梁が1橋（愛林橋（常盤林道））20年以上が経過した橋梁が1橋（大谷第二林道橋（大谷第二林道））あり、今後、橋梁の補修・架替えには多額の費用が見込まれることから、可能な限りコスト削減の取組が必要です。

これを踏まえ、橋梁の長寿命化と補修・架替えに係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、町内の森林の整備・管理に係る車両通行の安全性を確保するため、事後保全的な補修・架替えだけでなく、定期点検等により橋梁の現状を把握し、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進めていきます。

## 2. 対象施設

本計画の対象とする施設は、訓子府町が管理する林道に架かるすべての橋梁とします。

## 3. 計画期間

この計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし5カ年ごとに見直します。

## 4. 施設の優先度

点検結果による橋梁毎の健全性の判定及び管理区分の順位に基づいて優先度を設定します。

健全性の判定区分は4区分とし、緊急措置段階を優先度の上位とし予防保全段階までの区分の順に順位付けをしました。同じ健全性の判定区分にある橋梁については、管理区分の順位に基づいて優先順位を設定しました。設定した優先度については、別紙「橋梁改良の優先順位」に示すとおり。

なお、健全性の判定区分及び管理区分の順位については次に示すとおり。

(1) 点検結果による健全性の判定

平成28年度に点検を実施し橋梁毎の健全性を判定しました。

表1 健全性の考え方と橋梁数

区分		状態	橋梁数
I	健全	林道橋梁の機能に支障が生じていない状態	1
II	予防保全段階	林道橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。	1
III	早期措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0
IV	緊急措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講じないと通行に支障がある状態	0
計			2

(2) 管理区分の順位

橋梁を管理及び施業の利用区分に分けて順位を設定しました。

表2 管理区分の考え方と橋梁数

順位	優先度の適用条件	橋梁数
①	全区間開放林道※で且つ橋長15m以上の長大橋であるもの。(長大橋：通行の危険度や、事故の損傷の度合いが大きい。)	0
②	全区間開放林道※であるもの。(橋長15m未満)	0
③	開放(区間)林道※、又は森林施業(運材作業)が5カ年以内に見込まれるもので橋長15m以上の長大橋であるもの。	2
④	開放(区間)林道※、又は森林施業(運材作業)が5カ年以内に見込まれるもの。(橋長15m未満)	0
⑤	森林施業(運材作業)及びその他の森林施業が今後10カ年以内に見込まれるもの。	0
⑥	今後10カ年以内に、施業計画が見込まれないもの。	0
計		2

※全区間開放林道とは、集落間を結ぶ幹線的な林道で、森林施業関係以外の一般車両含め常時開放しているもの。

※開放(区間)林道とは、林道沿線の区間的に農地、人家、倉庫などが有り、一般車両の使用頻度の高いもの。

## 5. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検により把握された施設毎の破損等の状態については、別紙「個別施設点検結果一覧表（橋梁）」に示すとおり。

## 6. 対策内容と実施時期

点検結果による橋梁毎の健全性の判定を行った結果、1橋（愛林橋（常盤林道））が塗装劣化に対して予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状況ではありますが、橋梁の機能に支障が生じているものではなく、また、当該橋梁にはさび止めを目的とした有害物質（鉛等）を含む塗料が使用されており塗料剥離作業・塗り替え作業を行う際には、剥離作業中の塗膜くずの飛散防止と作業者の有害物質暴露防止、剥離後の塗膜くずの適切な廃棄が必要であり、一般的な塗装塗り替え作業よりも多額の費用が掛かるため、次回定期点検時に橋梁の機能に支障が生じるような損傷等がある場合に合わせて補修を行うこととします。

### （1）橋梁定期点検

全林道橋梁の定期点検（5年に1回）を実施し、橋の損傷度を把握します。  
また、橋梁定期点検の結果による診断を行い橋梁の健全性を総合的に判断し補修・架替えを実施します。

### （2）橋梁長寿命化計画におけるトータルコストの縮減・平準化

橋梁の維持向上を図りながら中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図ります。

